

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南房総市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南房総市長

公表日

令和6年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	(概要) ・地方税法に基づき、固定資産税の賦課に関する事務を行う。 ・申請により各種証明書を発行する。 (処理の流れ) ①住民、eLTAXなどから申告情報等を取得する。 ②償却資産情報等の一部を委託し、電子データ化する。 ③各種申告情報及び電子データをシステムに保管する。 ④賦課計算に必要な情報を照会し取得する。 ⑤住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにて取得する。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦納税通知書の作成のため、賦課情報を提供し発送準備を行う。 ⑧納税通知書の送付
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、家屋評価システム、eLTAXシステム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法第9条第3号 ・番号法別表第一の主務省令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27項) ・番号法別表第二の主務省令(第20条) (情報提供の根拠) ・なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務グループ 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1021
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部税務課資産税係 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1023

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法に基づき固定資産(土地、家屋および償却資産)の管理を行っている。 ・賦課期日現在に登記簿または土地補充台帳、家屋補充台帳、償却資産課税台帳に登録または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。 ・固定資産税は、土地、家屋、償却の課税標準額に基づき税率にて計算した金額により賦課をする。 ・固定資産税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。	(概要) ・地方税法に基づき、固定資産税の賦課に関する事務を行う。 ・申請により各種証明書を発行する。 (処理の流れ) ①住民、eLTAXなどから申告情報等取得する。 ②償却資産情報等の一部を委託し、電子データ化する。 ③各種申告情報及び電子データをシステムに保管する。 ④賦課計算に必要な情報を照会し取得する。 ⑤住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムにて取得する。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦納税通知書作成のため、賦課情報を提供し発送準備を行う。 ⑧納税通知書の送付	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税(都市計画税)システム、中間サーバー	固定資産システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、家屋評価システム、eLTAXシステム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	固定資産税(都市計画税)賦課情報ファイル	固定資産税賦課情報ファイル	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法理上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	税務課長 小林 嘉之	税務課長 青木 勝也	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成30年7月1日	I-5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税務課長 青木 勝也	税務課長	事後	
平成30年7月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日	平成30年7月1日	事後	
平成30年7月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日	平成30年7月1日	事後	
令和1年6月21日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活部税務課資産税係 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1023	市民生活部税務課課税係 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1023	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	IVリスク対策	記載なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う修正
令和3年1月27日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年1月27日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年12月6日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年12月6日	I-8 個人情報ファイルの取扱いに 関する問い合わせ	市民生活部税務課課税係	市民生活部税務課資産税係	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年12月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年12月6日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年1月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和4年6月30日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年1月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和4年6月30日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年2月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	重要な変更当たらない項目